

第2種以上の電気主任技術者の選任に関するご相談窓口について

令和4年11月28日
電力安全課

再生可能エネルギー発電設備を設置される際は、規模によって電気主任技術者の選任等を行う必要があります。

その中で特に規模が大きな設備（主に発電出力5千kW以上）については、原則として設置者が第2種以上の電気主任技術者を選任する必要があります。

第2種以上の電気主任技術者の選任でお困りの場合は、以下の電気保安協会でご相談を承っておりますので、お気軽にご相談下さい。

一般財団法人 関東電気保安協会
電気保安本部 ソリューション部
03-6453-8888（代表）
<https://www.kdh.or.jp/>

一般財団法人 中部電気保安協会
本店営業部
052-955-0788
<http://www.cdh.or.jp/>

一般財団法人 関西電気保安協会
事業本部 保安部
06(7507)2273(代表)
<https://www.ksdh.or.jp/>